

令和4(2022)年度オンラインツアー事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和4(2022)年度オンラインツアー事業

2 履行期間

契約の日から令和5(2023)年2月28日(火)まで

3 事業の目的

本業務は、旅マエの新しい誘客プロモーション手段としてデジタル技術を活用し、自宅にいながらも観光資源や特産品など多様な魅力を体験することができるオンラインツアーを実施することで、本県のファン獲得、旅行意欲の醸成及び将来的な本県への外国人宿泊数の増加につなげることを目的とする。

4 委託業務の内容

台湾人一般消費者に向け、本県の魅力が伝わり、自宅でも実際に旅行気分を味わえるオンラインツアーを企画、実施すること。

(1) 動画の作成

- ・栃木県の最新の観光地、体験コンテンツ、食、特産品等の情報をオンラインにおいても旅行者目線で体感できる動画を、テーマを定めた上で作成すること。
- ・動画内では、実際に1泊2日程度で周遊できるルートを紹介すること。行程の決定にあたっては、委託者との協議によって決定すること。
- ・ガイドを起用し、現地の案内を行うツアー形式のものとする。
- ・施設間の移動手段、所要時間を紹介すること。
- ・動画内での言語は、中国語(繁体字)とし、必要に応じて繁体字の字幕を付すこと。

(2) ツアー参加者の募集

- ・台湾市場へ訴求力の高い台湾人インフルエンサー、訪日観光メディアの各種SNS等を活用し、旅行を好む台湾人をターゲットとして参加募集の広報を実施すること。なお、広報する媒体の選定理由を提案書に記載すること。
- ・ツアー参加者の費用負担は原則ないものとする。

(3) オンラインツアーの内容・方法等

- ・4(1)で作成した動画を活用したオンラインツアーを計1回以上実施すること。
- ・オンラインツアーの実施時期は原則として秋期までとすること。
- ・配信拠点や各種備品等の手配をすること。
- ・オンラインツアーで使用するシナリオ等の資料一式を作成すること。
- ・オンラインツアーを配信する媒体の種類は問わないが、YouTubeやFacebook等の台湾市場で、広く普及しているものを選定すること。
- ・オンラインツアー終了時の総再生回数は5,000回以上を目標とすること。なお、常時視聴者数は250人以上となるよう努めること。
- ・台湾人市場へ訴求力の高い台湾人インフルエンサー等を司会者として手配すること。また、必要に応じて通訳を手配すること。
- ・オンラインツアー中に視聴者参加型イベントを実施し、視聴者を飽きさせず、訪県意欲を高めるような工夫をすること。

- ・オンラインツアー中に本県観光地一箇所以上のライブ配信を実施し、リアルタイムで観光地の様子を紹介すること。

(4) 動画の公開

- ・4 (1) で作成した動画及び4 (3) で配信したオンラインツアーのアーカイブ動画を、旅行を好む台湾人が多く利用する YouTube チャンネルにてオンラインツアー終了後に公開すること。
- ・YouTube での再生回数は4 (3) で実施するオンラインツアー終了時の目標値である 5,000 回を除いて、40,000 回以上を目標とすること。

(5) アンケートの実施

- ・オンラインツアー参加者に対して、アンケート調査を実施すること。アンケート回答数を高めるため、動画内で紹介した本県特産品のプレゼント等の企画を実施すること。アンケート内容については委託者と協議の上、決定すること。

(6) 台湾向け訪日観光メディアでの情報発信の実施

- ・オンラインツアー後、紹介した県内観光コンテンツ、本県特産品、作成した動画コンテンツ等の記事を、台湾人向け訪日観光メディアにて掲載すること。掲載内容については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- ・上記で作成する記事内において、旅行会社等の販売している本県ツアー、宿泊及びアクティビティー等の OTA サイトへ誘導するなど実際の来県につながるような工夫をすること。
- ・記事については 5,000PV 以上を目標とすること。

(7) その他

- ・作成した動画は、県の観光プロモーション等で使用できるものとする。
- ・ツアー、情報発信等で活用する素材の撮影においては、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。

【留意事項】

- ① 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- ② 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③ 委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- ④ 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- ⑤ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ⑥ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ⑦ 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑧ 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講ずること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症における社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り協議会の要望に対応すること。

5 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要等
- (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）
※記載順序は任意とする。

6 成果物の作成・提出

(1) 提出物

- ①事業実施報告書 A4カラー冊子2部及び電子媒体1枚
- ②事業効果測定書 A4カラー冊子2部及び電子媒体1枚

※報告書等の作成にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

(2) 提出期限

令和5(2023)年2月28日(火)

7 特記事項

- (1) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、委託者が必要と認めるとき、行うものとする。